

2024年度

自己点検・評価報告書



学校
法人

日本女子大学

目 次

2024年度 自己点検・評価	3
① 教学部門	3
② 教育研究等環境部門	4
③ 入試部門	5
④ 学生部門	6
⑤ 社会連携部門	7
⑥ 大学運営・財政部門	8
⑦ 教職課程部門	9
日本女子大学自己点検・評価に関する諸規則	11

2024年度自己点検・評価報告書について

2024年度 自己点検・評価委員会
委員長 宮崎 あかね

2024年度の日本女子大学自己点検・評価報告書をここに公表いたします。

本学は2021年度より教学マネジメント体制を刷新し、教学部門の意思決定機関として大学執行部会議、大学執行部会議の諮問機関として大学改革運営会議、内部質保証推進組織として自己点検・評価委員会をそれぞれ設置して運用しております。2024年度は2023年度より引き続き、自己点検・評価委員会内に教学、教育研究等環境、入試、学生、社会連携、大学運営・財政、教職課程の7つの部門を設置して点検・評価にあたりました。学校法人の2024年度事業計画に基づいて常任理事会及び大学執行部会議が決定した重点項目に関して部門ごとに到達目標を策定し、取り組み状況について点検・評価を実施しました。

また、本学の取り組みについて他大学、自治体、企業と様々な立場・視点からご意見をいただくために、2018年度より自己点検・評価委員会の下に外部評価委員会を設置しております。2024年度は①教育課程・学習成果、②学生の受け入れ、③学生支援の3つのテーマについて客観的な評価を行っていただきました。貴重なご意見・ご提言を今後の日本女子大学の発展に活かすべく、具体的かつ迅速に取り組んで参ります。

日本女子大学は2023年4月の国際文化学部開設、2024年4月の建築デザイン学部開設に続き、2025年4月に食科学部を新設いたします。引き続き、学部・学科の再編を進めて女子総合大学としての基盤強化を図るとともに、自己点検・評価を通して教育と研究を改善し続け、教学マネジメントを健全に行っていく所存です。

本報告書が、日本女子大学の取り組みについてご理解いただく一端となれば幸いです。

2024 年度 自己点検・評価

① 教学部門

1. 現状の説明

【学部・学科再編検討委員会】

2024 年度中に学部・学科再編の全体構想を立て、2030 年度までの学部・学科再編計画・構想を決定することを目標に、「人間科学（児童・心理系）」「理工系」の二つのワーキンググループを設置し、条件やミッションを提示のうえ検討を依頼した。12 月の理事会において、ワーキンググループを設置した人間科学、理工系とあわせて、被服学科、社会系、人文系も含めた今後の検討の枠組みを提示し、3 月の理事会審議において提案する予定であることを説明した。2 月の理事会においても学部化の枠組み、開設予定年度についての説明を重ね、3 月の理事会において 2030 年度までの学部・学科再編計画・構想を審議、決定した。

【通信教育課程学務委員会】

・科目修了試験のオンライン運用

オンライン科目修了試験の実施に向け、食物学科と通信教育課によるワーキンググループにおいて検証を行い、教員用マニュアルと説明動画、及び学生向けマニュアルを作成した。2025 年度より食科学部の科目修了試験においてオンライン試験を実施することとし、学生募集を開始した。

・Web 出願システムの導入

Web 出願システムの設計、代金決済システムのための契約を完了し、テストサイトの検証を終え、2025 年 2 月より出願を開始した。収納代行サービスの導入により、学内関係部署に必要な情報を円滑に提供できるようになった。

・新たな学位プログラムの新設

通信教育課程への入学を検討する層の学びへのニーズ調査をまとめ、学務委員会に報告後、大学再編準備室に資料を提供し、傾向について検討した。検討結果については学長に報告した。

・双方向授業形式への移行

各学科に双方向授業について説明を行い、次年度の科目表作成に向けて各学科において検討した結果、メディア授業が増設された。児童学科においては、カリキュラムの都合上、テキスト科目ではなく遠隔科目が増設された。

【情報処理委員会】

文部科学省の数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度について、全学で応用基礎レベルを取得するための計画を策定した。応用基礎レベルプログラムを開講するために必要な非常勤コマ数を算出、提案し、増コマが認められたため、2025 年度よりプログラムを開講し、2026 年度に文部科学省にプログラム認定を申請することとなった。

また、各種情報処理技術者試験を単位認定するための制度案についても検討した。具体的には IT パ

スポーツによる基礎情報処理の単位認定について検討し、シラバスと資格試験の内容を比較した結果、IT パスポート単独では認定が難しいことが確認された。MOS（マイクロソフト オフィス スペシャリスト）との複合認定についても検討したが、MOS の難易度の適切性について時間をかけて検討する必要があるとの結論に至った。

2. 改善の方策

【学部・学科再編検討委員会】

2025 年 3 月の理事会で承認された「2030 年度までの学部・学科再編構想」に従い、順次、理事会に個別の新学部開設案を提案する。

【通信教育課程学務委員会】

・科目修了試験のオンライン運用

会場型試験を実施している家政学部についてもオンライン試験に移行できるよう、導入スケジュールや実施方法を検討する。

・Web 出願システムの導入

2025 年度 4 月出願における入力ミス・問い合わせ等を点検し、マニュアルや説明を改善する。

・新たな学位プログラムの新設

調査結果をもとに、2025 年度以降も引き続き大学再編準備室と協力して本学に新たに開設する分野等の可能性について検討する。また、2025 年度以降もニーズ調査を継続する。アンケート内容も随時見直し、必要に応じて改善する。

・双方向授業形式への移行

学科と協働して、次年度以降、さらにメディア授業を増加させる。

【情報処理委員会】

・年次計画に従い、2026 年度に文部科学省に応用基礎レベルを申請するための準備を進める。

・各種情報処理技術者試験の単位認定制度案については、シラバスの内容と資格試験の内容を改めて精査し、他大学の例も参考にして適切な単位認定が行われるよう検討を進める。

② 教育研究等環境部門

1. 現状の説明

【研究支援体制案の立案】

大学執行部会議の下に設置された「研究支援体制整備ワーキンググループ」において、研究環境整備の一環として、喫緊の課題である知的財産管理体制の整備及び研究データの管理について検討し、知財関連・研究データ管理等を行う委員会を設置することとなった。また、研究支援全般を包括的に検討、整備するため、次年度より研究支援体制整備ワーキンググループの発展として、研究支援委員会を設置することとなった。

【教員研修・サバティカル制度について課題の洗い出し・整理】

研修機会の確保のため、過年度における研修参加状況を調査・整理し、収集した。また、参考として他大学の研修制度等を調査、報告した。

2. 改善の方策

【研究支援体制案の立案】

次年度より新たに設置される研究支援委員会において、研究支援体制の更なる整備に取り組む。

【教員研修・サバティカル制度について課題の洗い出し・整理】

研究環境整備の一環として研修参加の機会均等に繋がる改善策を検討し、大学執行部会議に提案する。

③ 入試部門

1. 現状の説明

【新学部の入試広報 企画・実施】

新学部となる食科学部について、前年度比 120%の志願者獲得に向けて入試広報を以下のとおり企画・実施した。2025 年度入試の食科学部志願者数は前年度比 128%の 713 名となった。

- ・オープンキャンパスにおける食科学部新設イベント
- ・進学相談会及び高校内進学説明会における新学部の説明
- ・大学公式ホームページにおける新学部特設サイト及び紹介動画の掲出
- ・受験サイトの特定競合大学ページへの本学食科学部バナー掲出
- ・農学系・理学系・保健学系を志望する女子高生への Web DM 配信

【志願者の増加につなげるための大学院入試広報施策の強化】

大学院志願者の増加を図るため、各専攻が開催する進学説明会を大学公式ホームページに掲出するとともに、大学院の入試広報媒体への掲載を増加した結果、2025 年度大学院入試の志願者数は、前年度比 109%となった。

【大学院の入学定員及び収容定員の見直し】

第 4 期認証評価への対応や、私立大学等経常費補助金獲得に向けた改善を視野に入れたうえで、修士課程・博士課程の各専攻の志願者数（内部・外部）、受験者数、入学者数等の経年変化、博士課程後期への進学状況、博士学位の取得状況等を把握し、現状の入学・収容定員の課題を洗い出した。また、入学者が増加している専攻、安定的な入学者数を維持している専攻、入学者が減少傾向にある専攻の分けを行い、入学・収容定員の見直し案を作成した。

2. 改善の方策

【新学部の入試広報 企画・実施】

食物・栄養系統は、河合塾模試等において志望者を年々縮小させている系統であることから、「農学

系」・「理学系」・「保健学系」などを志望する女子高校生に、食物・栄養学の新たな魅力を発信して、志願者・入学者に繋がる入試広報を実施する。また、卒業生の活躍及び食品開発・栄養指導の最先端の学び等に関して、高校生、進路指導部教諭及び保護者等への広報を強化する。

【志願者の増加につなげるための大学院入試広報施策の強化】

- ・志願者増となった専攻にヒアリングし、志願者増への取り組みを検証して、他の専攻の参考になるような施策を検討する。
- ・本学大学院の各専攻の魅力を社会に発信するとともに、内部進学を促すイベント企画や他大学の卒業見込者に向けた大学院の入試広報を強化して、大学院志願者・入学者の増員に努める。

【大学院の入学定員及び収容定員の見直し】

- ・引き続き、大学院の適正な入学・収容定員を検証及び提案することにより、第4期認証評価に向けた改善及び私立大学等経常費補助金獲得に貢献したうえで、大学院の入学・収容定員の適正化を図る。

④ 学生部門

1. 現状の説明

【国際交流課】

- ・協定大学の開拓

交換留学できる協定大学を2校増やし、うち1校は将来的にダブルディグリー・プログラムへの発展を目指せる大学を選ぶことを目標とした。教員と協力して取り組んだ結果、チュラロンコン大学、ブリュッセル自由大学建築学部、ミラノ工科大学建築、都市計画、建築工学部の3校と交換留学協定を締結することができた。うちブリュッセル自由大学とミラノ工科大学については、建築デザイン研究科の修士課程におけるダブルディグリーへの発展を視野に入れた協定となった。

- ・学生の海外派遣

2024年度の大学公認海外短期研修（SAP含む）で、学生450名以上を海外に派遣することを目標に、研修実施教員と連携し、募集告知、説明会、事前指導から帰国まできめ細かく対応した。また、オープンキャンパスで研修紹介の掲示を行い、留学相談コーナーで受験生・保護者への周知に努め、さらに広報課と協力のうえSNSでの発信を積極的に行い、学内外に本学の海外短期研修の魅力を伝えた。その結果、円安で非常に厳しい状況下でも426名の参加、94%の達成率となった。

- ・協定校向けサマープログラムの構築

協定校向けのサマープログラムを2025年度に開設することを目標に、ウプサラ大学教育学部と調整していたが、2週間のプログラムでは単位化できず、奨学金の対象外となるため、応募者の確保が難しいとの指摘があり、開設が厳しい状況となった。並行してカップドキア大学にもアプローチしたところ興味を示されたため、引き続き相談を進める。

【キャリアセンター（仮称）設置検討WG】

キャリアセンター（仮称）のビジョン、目的、役割及び構成について検討、立案し、大学執行部会議に提案した結果、承認された。

2. 改善の方策

【国際交流課】

・協定大学の開拓

ダブルディグリーにまで発展させるにあたり、本学の建築デザイン研究科において英語で履修できる科目を増やす必要がある。

・学生の海外派遣

研修の数が増え、参加学生の獲得競争が生じるほどの状況となっている。共通の満足度調査を実施し、多様で質の高い研修を提供しつつ、各研修においていかに参加人数を維持するかを検討する。また、安全面への配慮についてもさらに徹底できるよう検討する。

・協定校向けサマープログラムの構築

サマープログラムは初級日本語といくつかの英語のコースとの組み合わせにより収益化の可能性もありえるため、ターゲットとプログラム内容の見直しを継続する。

ウプサラ大学については、サマープログラムは適用できないことが判明したため、教育系の科目において英語で提供できるものを徐々に増やし、通常の交換留学が成り立つように改善する。

【キャリアセンター（仮称）設置検討WG】

キャリアセンター（仮称）設置構想の概要（案）に基づき、具体的な機能（事業）、組織、人選、予算等について検討し、設置に係る具体的な規程等を整備する。

⑤ 社会連携部門

1. 現状の説明

【生涯学習センター】

リカレント教育課程における新たな学位取得プログラムについて、他大学における事例を情報収集し、導入可否について検討した。その結果、現状のリカレント教育課程での学位プログラム運営は、条件が合わず困難であるとの結論に至った。

【法人企画部（募金・校友担当）】

・ホームカミングデーの内容を充実させ、来場者数を増加させる。

ホームカミングデー招待年次を設定し、内容を充実させたところ、来場者数が 636 名となった（前年比 215.6%、+341 人）。

・桜楓会と協働し、卒業生支援活動の企画を立案する。

2025 年度のホームカミングデーにおける施策として、以下のイベントを企画し、実施することとなった。

- 食科学部開設記念イベント
- 来場者の寄付マインドを喚起するための、奨学金受給学生によるプレゼンテーション
- 卒業生支援企画として、キャリア相談会、相続・遺贈セミナー

2. 改善の方策

【生涯学習センター】

リカレント教育課程で学位プログラムを運営するのは難しいものの、研究科において、社会人が学ぶために必要な環境を整備するにあたっては、リカレント教育課程で培った運営のノウハウを活かすことが可能である。学位取得プログラムについて更なる検討依頼があった場合は、研究科とリカレント教育課程の運営や関係性について再度検討を行う。本学リカレント教育課程のあり方については、今後も継続して検討する。

【法人企画部（募金・校友担当）】

- ・卒業生支援企画として、よりインパクトのある新たな施策を打ち出す。
- ・縦の会などと連携し、卒業生向けの新たな支援企画を立案する。

⑥ 大学運営・財政部門

1. 現状の説明

【法人企画部（募金・校友担当）】

2026年に創立120周年を迎える豊明小学校及び豊明幼稚園について、小学校は前年度より引き続き記念事業募金を推進し、目標額を達成した。幼稚園については当初新たに記念事業計画を策定のうえ募金を開始する計画であったが、大規模な記念事業とそれに伴う募金は実施しないことを120周年記念事業募金関係者の会で決定した。

JWU Global Fundについては、2016年度以降の寄付データを統合した寄付者データベースを整備して寄付依頼をしたことも奏功して、年間の目標額を達成した。また、5年ぶりに学部入学時寄付を実施した。

募金種別	目標額	見込額	募金件数
小学校創立120周年募金	40,000 千円	40,260 千円	131 件
JWU Global Fund	積算 13,000 千円	15,530 千円	302 件
学部入学時寄付	30,000 千円	15,840 千円	83 件

※見込額は2025年2月時点

【財務部】

高額の調達案件について財務委員会で適正性を協議し、入札をはじめ経費抑制効果を意識した調達を推進した。また、年度途中において予算単位に執行状況の確認を行い、余剰予算の返還を求めるとともに、不足部門へは予算の追加配付を行う等、部門間の調整を行った。その結果、事業計画で掲げた財務比率目標を全て達成できる見込みであることが確認できた。

財務比率目標	2024 年度事業計画	2024 年度概算見込
①事業活動収支差額比率	2%以上	3.3%
②人件費比率	57%未満	56.1%
③積立率	72%以上	74.2%
④総負債比率	16%未満	15.8%
⑤前年度比運用資産増加額	5 億円以上	6.06 億円

2. 改善の方策

【法人企画部（募金・校友担当）】

- ・小学校創立 120 周年記念事業募金については、ふたば会（小学校同窓会）と連携し、卒業生への DM を活用した寄付依頼を実施する。
- ・JWU Global Fund については、成果報告を通じて継続支援への意欲を高めるとともに、少額でも継続的に寄付しやすい月額寄付の仕組みを構築する。

【財務部】

- ・2024 年度決算を踏まえて、また、中期計画の見直しにあわせて、財政目標の達成基準となる数値の見直しを行う。

⑦ 教職課程部門

1. 現状の説明

教育職員免許法施行規則の改正により、2022 年より、複数の教職課程を設置する大学は、教職課程の円滑かつ効果的な実施により教員の養成の目標を達成するために大学内の組織間の連携による適切な体制を整備するものとされ、また、教職課程を設置する全ての大学は、教職課程を実施するためのカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等について自ら点検・評価を行い公表することが求められている。

【通学課程】

義務教育特例（小学校二種免許）への対応について、学生の履修実態等を確認して総合的に検討した結果、2025 年度以降は小二種免許取得のためのカリキュラム整備を中止することが決定された。また、文部科学省が求める教員採用試験の早期化・複線化に伴う教育実習時期の見直しや分散化について、近隣自治体や関東近郊大学の動向、及び各学科の状況を総合的に判断した結果、2026 年度以降も当面の間、例年の実習時期を継続することを決定した。

教職課程の運営体制について、現在の教職課程委員会と教職教育開発センターの業務内容を統合し、2025 年度より教職総合センターが設置されることとなった。

【通信教育課程】

今年度の卒業者を対象に教員免許状取得状況調査を実施した。調査の分析結果に基づいて今後取り組

むべき課題を抽出し、新たな学生支援について検討した。各都道府県の採用情報の掲示、就職サポートを望む意見が多く見られた。

2. 改善の方策

【通学課程】

- ・教員養成に関する社会状況の変化や課題に対し、引き続き委員会と課程認定学科より選出の教職課程担当者と緊密な連携をとり、カリキュラム対応を検討する。

【通信教育課程】

- ・今年度に得た調査結果をもとに、各都道府県の採用情報を効果的に周知する方法を検討する。
- ・教員免許状取得を目指す学生と、実際に教員として働く卒業生との交流会等の企画を検討する。

以 上

日本女子大学自己点検・評価に関する諸規則

■日本女子大学自己点検・評価規則

平成 8 年 2 月 1 日
制定

改正	平成 10 年 4 月 1 日	平成 15 年 3 月 12 日
	平成 17 年 4 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日
	平成 19 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	平成 24 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
	平成 27 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日
	平成 30 年 4 月 1 日	平成 30 年 6 月 1 日
	平成 31 年 4 月 1 日	2019 年 6 月 1 日
	2020 年 4 月 1 日	2021 年 4 月 1 日
	2022 年 4 月 1 日	2023 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、日本女子大学学則第 2 条、日本女子大学大学院学則第 2 条及び日本女子大学家政学部通信教育課程規程第 2 条の規定に基づき、大学及び大学院の目的並びに社会的使命を達成するために、教育研究水準の向上を図り、教育研究活動の状況及び管理運営等について、自己点検及び評価を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(自己点検・評価の組織)

第 2 条 前条の目的を達成するために、内部質保証推進組織として自己点検・評価委員会を置く。

2 自己点検・評価委員会は、統括するための自己点検・評価委員会幹事会（以下「幹事会」という。）と点検・評価を行うための部門からなる。

(点検・評価項目)

第 3 条 自己点検・評価は、別表 1 に定める項目を基準とし、その細目については、自己点検・評価委員会の示す基本方針及び実施基準等に基づく。

(各種方針)

第 4 条 自己点検・評価委員会は、前条に定める別表 1 の項目ごとに方針を定め、日本女子大学各種方針として公表する。

(目標策定及び実行指示)

第 5 条 大学改革運営会議は、中・長期計画に基づいた事業計画に則り、自己点検・評価委員会の示す基本方針及び実施基準に基づき、該当する教学部門の委員会に年度ごとに目標

の策定及び実行を指示する。

2 常任理事会は、中・長期計画に基づいた事業計画に則り、自己点検・評価委員会の示す基本方針及び実施基準に基づき、該当する部局等に年度ごとに目標の策定及び実行を指示する。

(自己点検・評価委員会幹事会)

第6条 幹事会は、次の事項を決定する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針、実施基準及び評価指標の策定
- (2) 各部門から報告された点検・評価結果の検証
- (3) 自己点検・評価報告書の作成及び報告
- (4) 認証評価及び外部評価の実施に関する事項
- (5) その他幹事会が必要と認める事項

2 幹事会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 事務局長
- (3) 教学企画部長
- (4) 総務部長
- (5) 各部門の部門長
- (6) その他幹事会が必要と認める者

3 委員長は副学長が当たり、副委員長は委員長によって指名された委員が当たる。

4 委員長は、幹事会を招集しその議長となり、副委員長はこれを補佐する。

5 幹事会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 幹事会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。

(部門)

第7条 各部門は、基本方針と実施基準に基づき、該当委員会及び部局の自己点検・評価結果を検証し、幹事会に報告する。

2 各部門及び構成員は、次のとおりとする。

- (1) 教学部門 教員3名、学務部長、学務部事務部長
- (2) 教育研究等環境部門 教員3名、管理部長、学務部長、学務部事務部長、図書館事務部長
- (3) 入試部門 教員3名、入学部長
- (4) 学生部門 教員3名、学生生活部長、学生生活部事務部長
- (5) 社会連携部門 教員3名、社会連携教育センター所長、通信教育・生涯学習事務部長
- (6) 大学運営・財政部門 教員3名、財務部長
- (7) 教職課程部門 教員3名、学務部長、学務部事務部長、通信教育・生涯学習事務部長

3 部門担当となる教員は、専門性が必要な部分は幹事会委員長が指名し、それ以外は各学部から選出する。

4 各部門の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 各部門の構成員のうち1名を部門長とする。

(自己点検・評価におけるIRの活用)

第8条 自己点検・評価は、客観的な根拠資料又はデータに基づき実施するよう努める。なお、データの取り扱いについては、別に定める。

(点検・評価結果の活用)

第9条 自己点検・評価委員会は、大学執行部会議に自己点検・評価報告書及び検証結果を提出しなければならない。

2 大学執行部会議は、自己点検・評価報告書の精査、決定を行い、日本女子大学における教育研究活動の状況及び管理運営等の改善・改革方策の策定を行う。

3 学長及び理事長は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた事項について、有効かつ具体的な措置を講ずる。

4 本学の構成員は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた事項について、改善に努めなければならない。

(点検・評価の公表)

第10条 自己点検・評価の結果は、学長及び理事長の責任において公表する。

(事務局)

第11条 自己点検・評価委員会の事務は、教学企画部教学企画課が行う。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、自己点検・評価委員会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年3月12日から施行する。

附 則 (事務組織改編に伴う改正)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (役職新設等による委員の追加に伴う改正)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織変更に伴う改正)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織変更等に伴う改正)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（各委員会の役割の明確化等に伴う改正）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（大学基準への対応及び内部質保証体制の見直しに伴う改正）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（事務組織改編等に伴う改正）

この規則は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（各種方針及び到達目標策定事項の追加に伴う改正）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（JWU 女子高等教育センター設置に伴う改正）

この規則は、2019 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（社会連携教育センター設置に伴う改正）

この規則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（自己点検・評価体制変更及び事務組織変更に伴う改正）

1 この規則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

2 日本女子大学各機関等自己点検・評価委員会規程及び自己点検・評価プロジェクトチームに関する内規は廃止する。

附 則（自己点検・評価体制変更に伴う改正）

この規則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（事務組織改編に伴う改正）

この規則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

1	大学・学部（通信教育課程を含む）・大学院等の理念・目的
2	内部質保証
3	教育研究組織
4	教育課程・学習成果
5	学生の受け入れ
6	教員・教員組織
7	学生支援
8	教育研究等環境
9	社会連携・社会貢献
10	大学運営・財務
11	その他

■日本女子大学外部評価委員会規程

平成 30 年 8 月 8 日
制定

改正 2021 年 4 月 1 日

2023 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 日本女子大学は、日本女子大学自己点検・評価規則に基づいて実施した自己点検・評価の結果の妥当性と客観性を高めるため、外部評価を実施する機関として外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、本学が実施する自己点検・評価の結果について、検証及び評価を行う。

2 委員会は、前項の評価の結果を本学自己点検・評価委員会に報告する。なお、自己点検・評価委員会は、これを大学執行部会議に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、5 名以上 10 名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、高等教育及び自己点検・評価に関し高度な知見があり、本学の設置目的について理解のある学外の学識経験者等の中から自己点検・評価委員会が選考し、自己点検・評価委員長が委嘱する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を陪席させることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として 2 期までとする。

(委員長)

第 5 条 委員会には、委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから自己点検・評価委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長の任期は 2 年とする。ただし、委員長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、再任されることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第 7 条 委員会に関する事務は、教学企画部教学企画課が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、自己点検・評価委員会の議を経て、理事長が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は自己点検・評価委員会が定める。

附 則

この規程は、平成30年8月8日より施行する。

附 則（自己点検・評価体制変更及び事務組織変更に伴う改正）

この規程は、2021年4月1日より施行する。

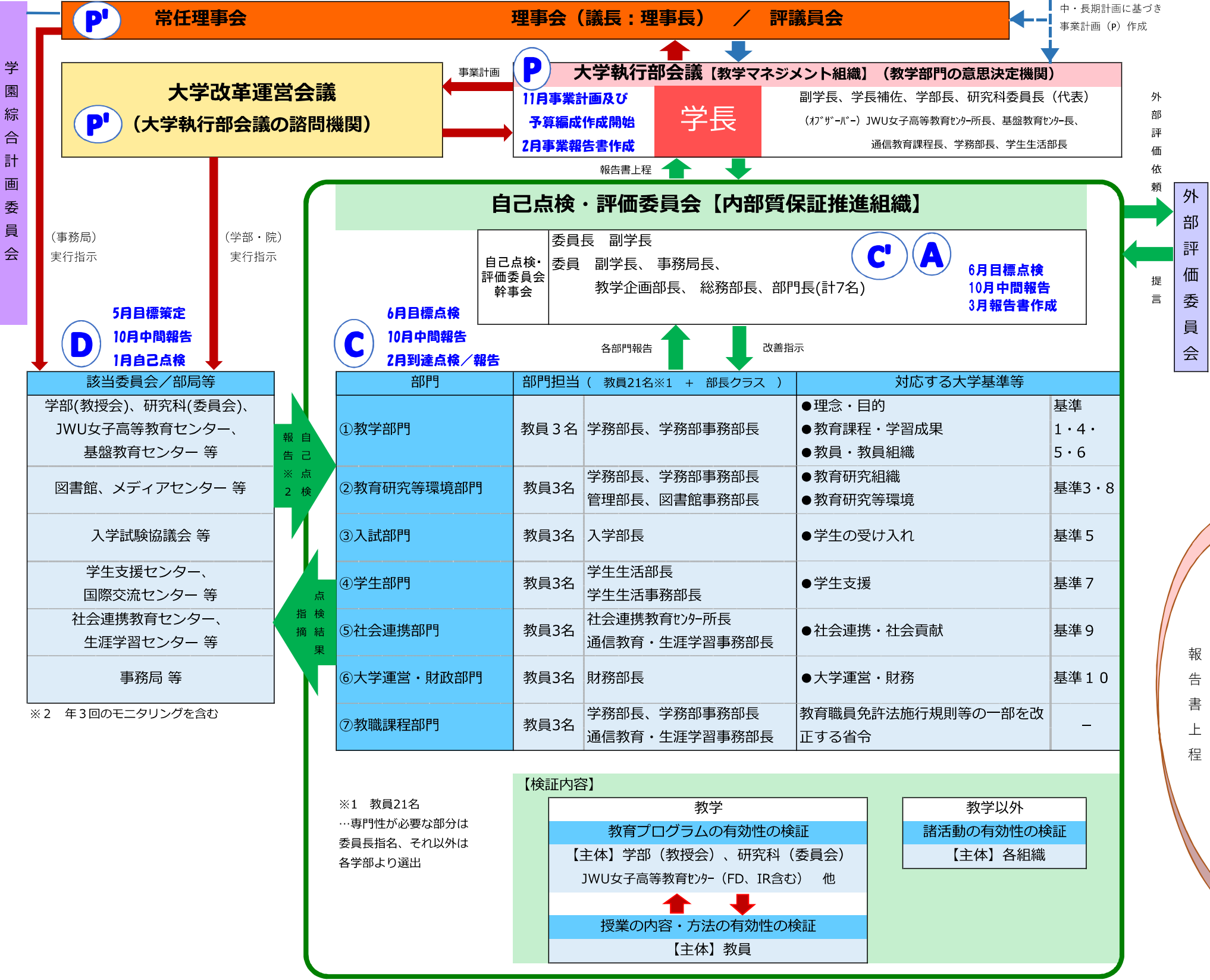
附 則（自己点検・評価体制変更及び事務組織変更に伴う改正）

この規程は、2021年4月1日より施行する。

附 則（事務組織改編に伴う改正）

この規則は、2023年4月1日から施行する。

理念 目的	建学の精神
	三綱領
	3つのポリシー／人材養成・教育研究上の目的に関する規程
計画	中期計画（2024～2030年度）



<PDCAサイクル イメージ図>

